

令和2年  
5月号

# 事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0034 千葉県市川市市川 1-21-7-405

mei\_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-326-5677・FAX 047-322-5244



散歩道のソメイヨシノ

## 令和2年5月の税務と提出期限

- ① 5月11日・・・2020年4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
- ② 6月1日・・・2020年3月決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）
- ③ 法人税・消費税・源泉所得税の納付期限の延長手続き・・・新型コロナウイルス感染症の影響により、法人が期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、期限の延長が認められる。

## 今月の気になった記事

- ① **新型コロナ・ウイルス感染症による被害を受けた企業は固定資産税・償却資産税の軽減**・・・経済産業省は、2020年2月～10月の任意の3ヶ月の売上が、前年同月比50%以上減少した場合は固定資産税等を免除する。
- ② **改正民法により不動産賃貸のルール変更**・・・4月1日に施工された改正民法によって変わったのは、敷金のルールの見直しだ。改正民法では、敷金の定義を、「家賃など債務の担保を目的で入居者が大家に支払う金銭」と定め、借り手の不注意による物件の破損等がない限り、原則では、借り手に返却される。
- ③ **ベビーシッター補助金は非課税に**・・・国のベビーシッター利用者支援事業について、保護者が受けた経済的利益は非課税になることを内務省が明らかにした。3月限定の臨時休校に伴って特別措置が講じられた。通常は、国から利用料の補助を受けると「雑所得」として課税される。

## 4月から始まる改正民法、生活に身近な民法は？



### I 債権法が2020年4月から施行、明治29年（1896年）から120年ぶりの改正

#### 1. 法定利率が5%から3%へ、3年ごとの見直し

契約の当事者間の約定がない場合に適用される利率が法定利率です。改正前の法定利率は、民事5%商事6%で、ビジネスでは6%個人間取引では5%が適用されていました。時代とともに、市中金利は変動します。今回、法定金利が一定だと時代に合わないのが3年毎に見直す制度になりました。3%も高い印象ですが、これは預金金利ではなく遅延損害金の賠償金の計算で使う利率です。

#### 2. 時効制度が変わります、債権の回収期間を5年に統一しました。例外もあります。

「短期消滅時効」という制度が廃止されました。これは、一定の債権について通常より短い時効期間を定める制度です。従来民法は、原則では10年ですが、短期の時効が適用されている業種があります。例えば、1年は大工さん旅館、飲食店。2年は弁護士報酬、卸売商。3年は医師、薬剤師等の業種でした。しかし、改正民法では、「債権者が請求出来ることを知ってから5年」に統一されることになりました。

#### ※「改正民法166条」（債権等の消滅時効）

債権は、次に掲げる場合には、時効により消滅する。

一債権者が権利を行使することが出来ることを知った時から五年間行使しないとき。

この改正で、以前は個人間の貸し借りの時効期間が10年だったのが、「原則5年」となりました。それでは、いつからが5年なのでしょう？

○客観的起算点は、権利を行使することが出来る時は、権利の支払い期日が定められている場合は、その支払期日到来日の翌日から起算する。

○主観的起算点とは、債権者が権利を行使できることを知った日が改正民法で加わりました。

つまり、「支払期日が到来した＝権利行使が出来ると知った日」であり、原則一致します。

例外は、誰かの不手際で怪我又は命を落としてしまった場合、その誰かに対して損害賠償を請求できる権利の時効期間について、改正前は「5年」であったのが、改正され「3年」となりました。

#### ※「改正民法724条」（不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）

不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効により消滅する。

一被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないとき。



#### 3. 保証人の保護強化、個人根保証契約では極度額を定める必要があります。

この改正で影響が大きいのが不動産業界です。不動産を借りるときは通常、賃料を確保するため保証が求められますが、その際保証の内容として

「連帯保証人は、借り主と連帯して、本契約が存続する限り、本契約から生じる借り主の一切の債務を負担する」等と規定されているのが通例です。

このような契約は、「根保証契約」なので、保証会社の法人ではなく個人が保証する場合には限度額を定めなければ無効になります。すでに保証人になっている場合は、4月以降に契約を結び直さないと改正法が適用されませんので、ご注意ください。

# デジタル通貨って何？

## 1. そもそもデジタル通貨とは？

定義は、「デジタルデータに変換された、通貨として利用可能なもの」としています。

現金ではない「電子マネー」や「仮想通貨」といったものが「デジタル通貨」にあてはまります。

- 1) 電子マネーは、法定通貨「円」をデジタル記録し、現金の代わりに利用でき、あらかじめ現金をチャージしておく前払い（プリペイド）とクレジットカードと連携させた後払い（ポストペイ）があります。
- 2) 仮想通貨（ビットコイン）もデジタル通貨だが、中央銀行ではなく民間での取引

## 2. デジタル通貨の「電子マネー」とはなにか？

電子マネーは、交通系の Suica や PASUMO、商業系の楽天 Edy, WAWON, nanaco などが該当します。法定通貨の裏付けがあるため、電子マネーは信頼性が高くその手軽さが普及原因でしょう。電子マネーの端末に現金を入金するか、登録しておいた銀行口座からチャージできます。



## 3. デジタル通貨の「仮想通貨」とはなにか？

仮想通貨とは、国家に依存せずに流通する、非集権的な通貨です。日本円にしろ米ドルにしろ国家の中央銀行が発行する通貨は、その価値を国家が保証しています。しかし仮想通貨は、基本的にあらゆる国家や組織の管理を受けない通貨であり、「需要と供給のバランスによりその価値が決まります。」

## 4. デジタル通貨の未来

デジタル通貨は、データとして扱える点で IT インフラと相性がよいため決済手段として普及する可能性が高いでしょう。アメリカのフェイスブックが 20 億人のユーザーをもち、「暗号資産・リブラ構想」や中国の「デジタル人民元」構想が、ヨーロッパ中央銀行も域内で使えるデジタル通貨の発行の検討し始めました。お金をデジタル化することは、紙幣を印刷する必要もなく、強盗からお金を守る警備員も必要なく、安全対策が簡単になりそうです。

# 税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

## 1. 自家用車の定額制ビジネス（サブスクリプション）が加速させる自動車離れ

いま、サブスクが注目を浴びています。動画や音楽の配信サービスが成功事例ですが、自家用車では成功していません。どうも、月額料金が小型車で 3 万円、プリウスが 5 万円で値付けに問題がありそうです。

## 2. 火災保険の契約期間の上限が 10 年から 5 年に変更の動き

近年、台風などの自然災害が続いています。そのため保険金の支払いが増加し保険会社の収支が合わなくなったことが背景にありそうです。従来火災保険の契約期間の上限は 36 年間でした。これは、銀行の住宅ローンの上限 35 年に対応する年数です。住宅ローンは購入した自宅を担保に銀行から借入れを行います。自宅が火災で滅失した場合には、火災保険加入はリスク対策として必要でした。地震保険は最長 5 年です。見直しを行う時期かもしれません。契約期間の見直しは、1~2 年先のようなのでこの期間を有効に使いましょう

## 3. 大学生の子供の生活費を一度に 4 年分送金しても大丈夫？（贈与税は非課税ですか？）

親が、子供の生活費月額 10 万円×12 月×4 年分=480 万円を一度に振込むと贈与税の対象になる可能性があるので注意してください。「必要な都度、必要な金額を渡す」ことが肝要です。